

四日市港臨港道路幹線に関する検討会（第1回）

日 時：令和6年2月6日 10:00～

場 所：四日市港ポートビル 7階第2会議室

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 四日市港臨港道路幹線に関する検討会の設立について

資料1

4. 長期構想における臨港道路の位置付けについて

資料2

5. 意見交換

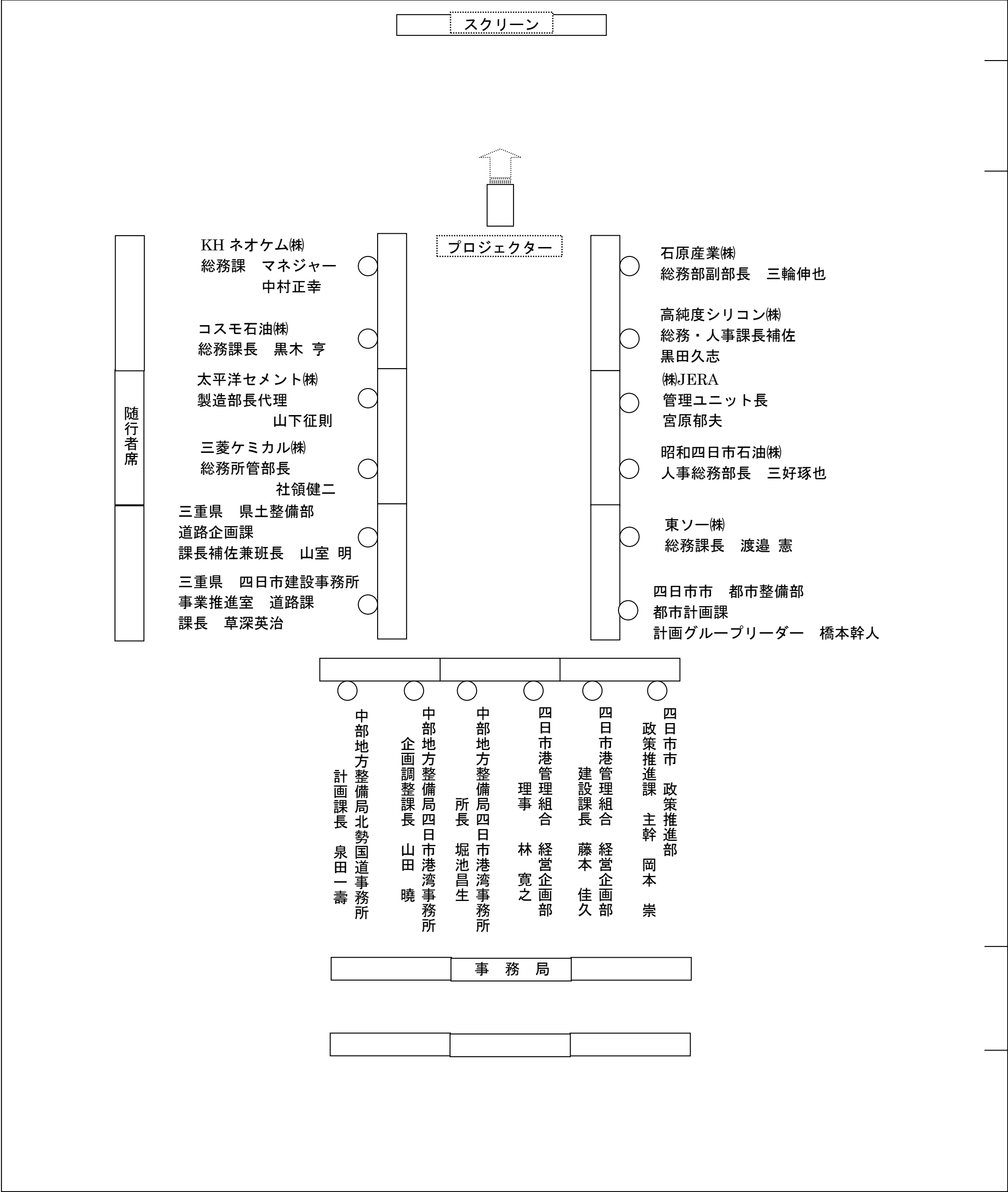
四日市港臨港道路幹線に関する検討会（第1回） 出席者名簿

企業名・団体名	所属	氏名
石原産業株式会社 四日市工場	総務部副部長	三輪 伸也
KHネオケム株式会社	総務課 マネジャー	中村 正幸
高純度シリコン株式会社	総務・人事課長補佐	黒田 久志
コスモ石油株式会社 四日市製油所	総務課長	黒木 亨
株式会社JERA 四日市火力発電所	管理ユニット長	宮原 郁夫
昭和四日市石油株式会社 四日市製油所	人事総務部長	三好 琢也
太平洋セメント株式会社 藤原工場	製造部長代理	山下 征則
東ソー株式会社	総務課長	渡邊 憲
三菱ケミカル株式会社 東海事業所	総務所管部長（三重担当）	社領 健二
国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所	所長	堀池 昌生
	企画調整課長	山田 暁
四日市港管理組合	経営企画部 理事	林 寛之
	経営企画部 建設課長	藤本 佳久
	経営企画部 港営課 港湾施設管理監	坂井 孝行
【オブザーバー】		
三重県 県土整備部 道路企画課	課長補佐兼班長	山室 明
三重県 四日市建設事務所 事業推進室 道路課	課長	草深 英治
四日市市 政策推進部 政策推進課	主幹	岡本 崇
四日市市 都市整備部 都市計画課	計画グループリーダー	橋本 幹人
【関係者】		
国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所	計画課長	泉田 一壽

四日市港臨港道路幹線に関する検討会（第 1 回） 配席図

日時：令和 6 年 2 月 6 日（火） 10：00～11：30
場所：四日市港ポートビル 7 階第 2 会議室

（敬称略）



(案)

四日市港臨港道路幹線に関する検討会 規約

(目 的)

第1条 本検討会は、臨港交通体系の充実を図り、四日市港と背後圏域とのアクセス向上と周辺道路の渋滞解消に向けた、臨港道路霞4号幹線「四日市・いなばポートライン」の南側延伸（以下、「南伸道路」という。）の計画に関する課題等の調査・検討を目的とする。

(活 動)

第2条 本検討会は、上記の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 南伸道路の計画に関する情報の収集及びその提供
- (2) 企業及び関係行政機関間における意見交換
- (3) その他検討会の目的達成に必要な活動

(組 織)

第3条 本検討会は、別表の委員及びオブザーバー（以下、「委員等」という。）をもって構成する。

(座 長)

第4条 本検討会の座長は、四日市港管理組合が務める。

(検討会の取扱い)

第5条 本検討会は、原則として公開とするが、委員等の自由な議論を担保する観点等から、座長が必要であると認めるときは、議事内容により非公開とすることができる。

(委員等以外の者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(秘密保持)

第7条 検討会の委員等及びその関係者は、検討会で知り得た情報（第5条の規定により公開された内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

- 2 関係者とは、第6条に掲げる委員等以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、検討会資料を取りまとめる者をいう。

(事務局)

第 8 条 本検討会の事務を共同して処理するため、事務局を国土交通省中部整備局四日市港湾事務所及び四日市港管理組合に置く。

附則

この規約は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。

別 表

委 員

企 業	石原産業株式会社
企 業	KHネオケム株式会社
企 業	高純度シリコン株式会社
企 業	コスモ石油株式会社
企 業	株式会社 J E R A
企 業	昭和四日市石油株式会社
企 業	太平洋セメント株式会社
企 業	東ソー株式会社
企 業	三菱ケミカル株式会社
行 政	国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所
行 政	四日市港管理組合

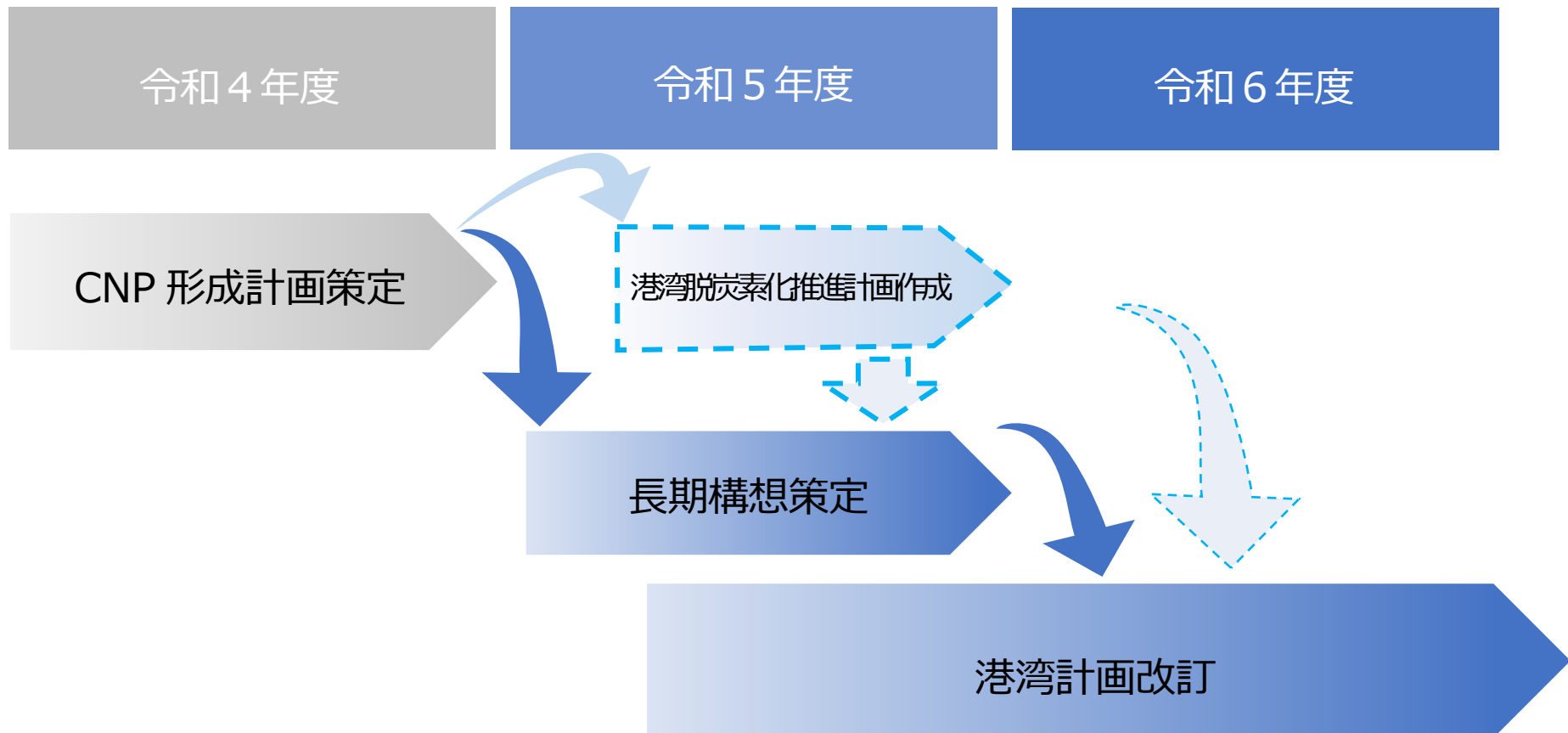
オブザーバー

行 政	三重県
行 政	四日市市

長期構想における臨港道路の位置付けについて

- ・ 令和5年度内に新たな「四日市港長期構想」を策定・公表の予定。
- ・ 「四日市港長期構想」を踏まえ短期的な施策をより具体化し、四日市港に求められる港湾施設計画や土地造成・利用計画等を位置づけた四日市港港湾計画の改訂に向けて取組を進めていく。

改訂に向けたスケジュール（予定）



(6) 道路交通に関して

四日市港においては、今後の東海環状自動車道等の高規格道路網整備による沿道での新規工場立地等も含めた港湾貨物量の増大への対応、内航RORO等の機能確保や背後企業のCN関連新規事業等に伴う港湾貨物の発生に対応した道路ネットワークの整備が求められています。

平成30(2018)年4月の霞4号幹線開通により、霞ヶ浦地区北ふ頭以北の渋滞は解消されましたが、霞ヶ浦地区から石原・塩浜地区間は依然として交通渋滞が激しい状況にあり、港湾物流の円滑化においては、国道23号等の交通渋滞が問題となっており、公共岸壁を有する霞ヶ浦地区から四日市地区間に加え、各コンビナート間の道路アクセスが脆弱な状況にあります。

また、背後の高規格幹線道路から四日市港へのアクセスが弱いなどの、四日市港のファーストワンマイル問題を改善し、選ばれる港としての価値を高めていくためにも、港湾交通・産業交通の定時性確保に向けて、交通需要量に応じた道路整備が求められています。



出典：令和3年度三重県道路交通渋滞対策推進協議会資料（令和3年8月、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所）を四日市港管理組合にて一部修正

図 5-1-10 四日市市臨海部における道路混雑の状況

➤ **現状の取組状況**

港湾貨物量の増大に対応し、国道23号等の渋滞に左右されない港の南北軸の確立に向けた臨海部における新たなアクセス道路整備に向けた取組の検討を進めています。

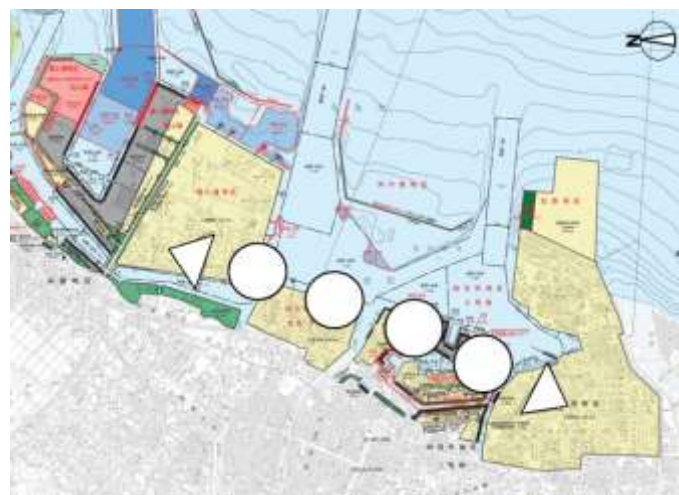


図 5-1-11 現行の港湾計画図における南北軸確立に向けた新たなアクセス道路イメージ

政策の柱に対する施策

【I 物流・産業への貢献】

施策1：国際拠点港湾としての機能の充実・強化

- ◆ コンテナ船の大型化に対応するとともに、大規模災害時の物流機能を維持するため、霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの整備促進に取り組みます。
- ◆ 物流産業の労働力不足の解決や港湾活動の生産性向上を図るため、港湾におけるDXに取り組みます。
- ◆ 航路・サプライチェーンの脱炭素化に取り組む荷主企業や船会社等から選択される港湾を目指し、港湾荷役機械や管理棟・照明施設、けい留船舶、ターミナルに出入りする車両等にかかる、港湾オペレーションの脱炭素化に取り組みます。
- ◆ 新たな自由貿易協定の発効等、国際情勢の影響により、サプライチェーンが変化することに伴い、輸出入の相手国が変わることも視野に入れ、航路の維持・拡充に取り組むとともに、相手方やタイミングを意識した戦略的なポートセールスに取り組みます。
- ◆ 中部圏における国際ゲートウェイとして、伊勢湾全体の機能強化に向けた他港との連携に取り組みます。

施策2：四日市港及びその背後圏の脱炭素化の促進

- ◆ カーボンニュートラルポート形成や、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けて必要となる用地の確保など企業の脱炭素化を支援します。
- ◆ 港湾における水素・アンモニア等の脱炭素化に資する新エネルギーの受入環境の整備に取り組みます。また、これらの新エネルギーの取扱いにかかる土地利用形成の柔軟な運用に取り組みます。
- ◆ 港湾荷役機械や管理棟・照明施設、けい留船舶、ターミナルに出入りする車両等にかかる、港湾オペレーションの脱炭素化に取り組みます。

施策3：国内複合一貫輸送網の構築

- ◆ トラックドライバーの慢性的な人手不足や時間外労働の上限規制等に対応した物流機能の維持、環境負荷軽減を実現する輸送環境の創出に向けて、受入環境の整備も含め、モーダルシフトの促進に取り組みます。

施策4：背後圏産業の動向を捉えた港湾サービスの提供

- ◆ 背後圏産業のニーズを積極的に捉えた物流機能を構築するため、港湾施設機能の集約や港湾施設(岸壁、荷さばき地、荷役機械等)の整備、柔軟な施設運用等に取り組みます。
- ◆ 廃プラスチックやバイオマス等の循環的利用の一層の高まりによる、新たなバルク貨物の増加への対応など、貨物需要変化に柔軟かつ適切に対応するため、荷さばき地の確保や柔軟な施設運用等に取り組みます。

施策5：臨港交通体系の充実・強化

- ◆ 四日市港と背後圏とのアクセス向上や周辺道路の渋滞に左右されない貨物輸送の定時性・即時性の確保に向け、臨港交通体系の南北軸の強化や四日市インターアクセス道路などの背後圏の交通体系の充実を促進します。

施策6：クルーズ船誘致の促進

- ◆ 四日市港客船誘致協議会や三重県クルーズ振興連携協議会に参画し、背後圏の観光産業の振興に資する客船の誘致に官民一体となって戦略的に取り組みます。
- ◆ 大型客船をはじめとした客船の受入れに対応するため、客船の受入れ環境の整備に取り組みます。



四日市港長期構想（中間案）抜粋

